

令和7年（2025年）12月26日

宝塚市 都市安全部公園河川課

## 宝塚市街路樹管理計画（案）への意見募集について

### 1 宝塚市街路樹管理計画とは

街路樹の大木化、老木化により市民生活の安全面に多大な影響を及ぼしている一方、少子高齢化に伴う人口減少時代を迎えた限られた財源のなかで、持続可能でより効率的な維持管理が求められています。こうした現状を踏まえ、安心安全な道路づくり、より効果的な維持管理を目指すことを目的にした計画を策定します。

### 2 宝塚市街路樹管理計画（案）策定の経過

この計画（案）の策定にあたり、令和6年（2024年）2月28日に宝塚市パークマネジメント等審議会に計画策定に関する諮問を行いました。これを受けて、宝塚市パークマネジメント等審議会において令和7年（2025年）10月21日まで計7回の審議を実施し、計画（案）をとりまとめました。今後、パブリック・コメント手続きを実施したのち、宝塚市パークマネジメント等審議会において計画（案）を決定し、市長へ答申する予定です。

宝塚市パークマネジメント等審議会は知識経験者4名、市民団体代表2名、公募による市民2名、行政機関職員1名の計8名で構成されています。委員名簿は別添のとおりです。

### 3 宝塚市街路樹管理計画（案）のポイント

#### （1）趣旨・目的・背景

高度成長期以降、街路樹は都市の緑を確保するために生長が早く、大きな緑量が見込める植栽を推進してきました。一方で、植栽後40年以上が経過し大木化・老木化が進行しており、交差点部や信号機・標識の視認性の妨げ、歩道の根上り、狭小な幅員構成による通行障害、樹勢衰退・生育障害の発生による倒伏の危険性が顕著に見られ、将来において安全・安心で快適な道路空間の確保が難しい局面を迎えており、現状があります。

#### （2）考え方・論点

安心・安全な道路づくり、良好な都市環境の維持管理を目的に街路樹を維持管理していきます。

○歩道幅員が狭く、十分な歩行空間が確保できない路線について必要に応じて樹種の転換や樹木の間伐などを行います。

○山間部など周辺に永続的な緑が確保されている路線の樹木は環境保全や景観向上の効果が薄く、相互の生育環境を妨げている場合などは、段階的に撤去して樹木の良好な生育環境を整えます。

○交差点部や横断歩道付近等で見通しの支障となっている樹木を撤去し、歩行者及び通行車両の安全確保に努めます。

## 4 意見募集の目的

宝塚市街路樹管理計画（案）策定の趣旨や内容等について、広く公表し、計画（案）に市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集を行います。

なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- ①宝塚市街路樹管理計画（案）に関するご意見募集
- ②宝塚市街路樹管理計画への意見募集について（本紙）
- ③別紙「意見提出用紙」
- ④宝塚市街路樹管理計画概要版（案）
- ⑤宝塚市街路樹管理計画（案）

## 5 宝塚市街路樹管理計画（案）の公表方法について

パブリック・コメントの計画書（案）の概要版・本編は、市ホームページ及び市の窓口にて公表しています。

- (1) 市ホームページ (<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>)
  - ア 都市安全部公園河川課のページ
  - イ トップページから「宝塚市街路樹管理計画（案）」で検索するか、または「検索用 ID：1061467」を入力し検索することもできます。



二次元コード

### (2) 市の窓口

市役所公園河川課（市役所3階）、市民相談課（市役所2階）、各サービスセンター・サービスステーション、各人権センター、各図書館、各公民館（東公民館除く）で配布して公表します。

## 6 意見の募集期間

令和7年（2025年）12月26日（金）から

令和8年（2026年）1月26日（月）まで

## 7 意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に必要事項を記入し、案に関する意見を記載して提出してください。任意の用紙で提出していただく場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目（氏名、住所、電話番号等）すべてを明記してください。

意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所（全般もしくは特定部分）が分かるように記載してください。

提出方法は、市ホームページ（「検索用 ID：1061467」）にある意見提出フォーム（兵庫県電子申請システム）もしくは、市役所公園河川課への提出・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により、募集期間内にご提出ください。ただし、郵送の場合は、令和8年（2026年）1月26日必着とします。

正確な聴き取りができずご意見を取り違える可能性がありますので、電話などによる口頭での意見提出はできません。

## **8 提出先・問い合わせ先**

〒665-8665（住所記載不要）「宝塚市役所 都市安全部公園河川課」

電話番号 0797-77-2021（直通）

ファクシミリ 0797-77-9119

電子メールアドレス m-takarazuka0086@city.takarazuka.lg.jp

※ 宝塚市役所都市安全部公園河川課は、宝塚市東洋町1番1号宝塚市役所本庁舎3階です。

## **9 意見の公表について**

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、一切公表しません。提出いただいた意見（パブリック・コメント）については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、その全体を取りまとめた上で、意見の採否及び市の考え方とともに市ホームページで公表するほか、市役所公園河川課（3階）、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション、各人権センター、各図書館、各公民館（東公民館除く）で配布します。

なお、提出いただいた意見に対する個別の回答はしませんので、ご了承ください。

## **10 個人情報等の取扱について**

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一切使用、提供しません。